

令和4年度 東公民館運営推進委員委嘱及び第1回委員会

日 時：令和4年7月22日（金）

午前10時00分

場 所：東公民館 第2、3会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 東公民館運営推進委員委嘱（新任委員2名）
- 3 あいさつ 加藤委員長
- 4 委員自己紹介
- 5 第1回運営推進委員会
（1）議 題
令和4年度東公民館事業について

（2）その他
- 6 閉 会 副委員長

令和4年度 東公民館運営推進委員会委員名簿

【 任期 R3.7.1～R5.6.30 】

	氏 名	役 職 名	備 考
1	加 藤 綱 男	自治会連合会長	
2	眞 塩 文 明	社会福祉協議会長	
3	高 橋 博	青少年健全育成会長	
4	金 井 弘 之	民生委員児童委員協議会副会長	
5	松 井 重 英	老人クラブ連合会長	
6	吉 田 志 乃	子ども会育成団体連絡協議会副会長	R4.7.1委嘱
7	星 河 江 利 子	保健推進員会長	
8	中 川 春 雄	生涯学習奨励員連絡協議会長	
9	柳 澤 尚	公民館自主グループ連絡協議会長	
10	土 田 か ほ る	新田小学校長	R4.7.1委嘱

■ 社会教育法（抜粋）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

○前橋市公民館条例

昭和30年3月28日
条例第24号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第2条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(中略)

(運営審議会及び運営推進委員会)

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(平12条例5・一部改正)

(審議会の委員の定数)

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

(平8条例11・平12条例5・平24条例17・一部改正)

(審議会の委員の委嘱)

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平24条例17・追加)

(審議会の委員の任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(昭44条例23・平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第9条繰下・一部改正)

(以下 省略)

○前橋市公民館運営審議会規則

昭和 30 年 6 月 13 日
教育委員会規則第 27 号

(目的)

第 1 条 前橋市公民館条例(昭和 30 年前橋市条例第 24 号)第 7 条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第 2 条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
- 2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第 3 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。
- 3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第 4 条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第 5 条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第 6 条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 37 年 11 月 1 日委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和 37 年 11 月 1 日
教育委員会規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、前橋市公民館条例(昭和 30 年前橋市条例第 24 号)第 7 条第 2 項により設置される前橋市公民館運営推進委員会(以下「推進委員会」という。)について定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第 3 条 推進委員会の委員の定数は 10 人以内とし、前橋市公民館条例第 9 条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(昭 49 教委規則 7・平 12 教委規則 13・平 13 教委規則 3・平 24 教委規則 6・一部改正)

(運営)

第 4 条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則(昭和 30 年教育委員会規則第 27 号)の例によるものとする。

(委任)

第 5 条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則(昭和 30 年教育委員会規則第 28 号)は、廃止する。

附 則(昭和 49 年 4 月 30 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日教委規則第 13 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 28 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

令和4年度 東公民館事業計画

No.	事業名	趣 旨	主な内容	対 象	期間・回数
1	青少年体験・チャレンジ活動事業	少年期の情操や社会性を培い豊かな人間性を育むための機会とする。	インリーダー講習会	小学5～6年生	7月9日 全1回
			夏休み宿題手助け教室(絵画・読書感想文)群馬医療福祉大学との地域連携事業	小学生	8月1日、4日、9日、12日、全4回
			青少年体験・チャレンジ教室「素数とめぐる楽しい数の旅 — 寺子屋スロー数学—」		7月29日 全1回
2	子育て、親子支援事業	家庭における子育ての方法や子どもの成長に合わせた親の関わり方などについて学習する。また、子育て支援をするために必要な基本的な知識や技術を学習する。	前期「抱っこでエクササイズ」「親子ピラティス」	未就園児を持つ保護者とその子	6月6日、13日
			中期「離乳食のお話と子育て相談」「手形足形アートづくりとふれあい遊び！」		8月1日、29日
			パパママ講座(計画中)		11月27日
			後期(計画中)群馬医療福祉大学との地域連携事業		1月23日、30日
			子育て支援ボランティア講座「子どもに多い事故と予防について」	民生委員・主任児童委員	8月24日
			子育て支援ボランティア講座「子どもの育ちとかかわり方」	保健推進員	9月7日
			ベビープログラム	第1子(令和4年2月25日～令和4年6月24日生まれ)とその母親	8月24日、31日、9月7日、14日
産後ケア講座「バランスボールエクササイズ&おしゃべりママサロン」	2か月～8か月未満の子とその保護者	3月3日、10日、19日			
3	学びあい、人権、地域ふれあい事業	地域課題や生活課題等を取り上げ、課題解決や学習要求にこたえ、地域の教育力向上・活性化に寄与する。	「Zoom体験講座」 ①「午前の部」 ②「午後の部」	地区住民(各10名)	6月28日(1日、2回実施)
			「スマホLINE講座」 ①「午前の部」 ②「午後の部」	地区住民(各10名)	6月29日、30日(2日間、2回実施)
			「第2弾スマホLINE講座」	地区住民(各10名)	11月(2日間、1回開催予定)
			「スマホかんたん入門講座」	地区住民(各10名)	11月(2日間、1回開催予定)
			「スマホ(アプリ)で楽しむ!!健康ウォーキング講座」	地区住民(20名)	10月28日、11月1日(2日間、1回)開催予定
東クローバー教室健康講座等	60歳以上地区住民	9月より順次開催予定			

No.	事業名	趣 旨	主な内容	対 象	期間・回数
4	生涯学習奨励員活動支援事業	各町の生涯学習活動の推進を図る。(東奨連と共催)	講演会「前橋市政130年を迎えて」	奨励員 地区住民	7月15日 全1回
5	文化祭	地域づくりを促進するため文化祭を実施する。	第42回東公民館文化祭 舞台発表 作品展示	地区住民	11月12日、13日 11月14日～27日 開催予定
6	情報提供事業	公民館報の発行や社会教育情報の提供を行う。	公民館事業や地域の動き等の紹介	住民	館報月1回
7	公民館運営推進委員会	公民館事業の企画実施について審議するとともに、公民館運営に協力する。	公民館運営推進委員会議	委員10名	7月22日 3月中旬 年2回
8	団体・グループの育成	地域づくりを推進するため、団体・グループの活動を援助・育成する。	援助、育成	団体・グループ	年間
9	のびゆく子どものつどい・ふれあいの広場	子ども達の健全な育成を願うとともに、地域の福祉の向上を図る。(主催:実行委員会、前橋市)	中学生運営コーナー、子ども運営コーナーなど 17コーナー開設	地区住民	5月15日(中止) 東ふれあい公園、 東公民館
10	市民運動会	地区住民の健康の保持と交流・親睦を図る。(主催:東地区市民運動会実行委員会)	第61回市民運動会 ※午前中のみ、参加種目縮小	地区住民	10月2日 (開催予定) ※箱田中学校
11	自主学習グループ活動支援事業	公民館を利用しているグループ同士の研修・交流を図る。	サークル見学・体験月間	会員 住民	7月20日～8月20日
			講演会	会員	1月16日(予定)
12	地域づくり推進事業	誰もが安全に安心していきいきと暮らせる地域社会を築き上げていくため、地域主体による取り組みを推進する。	福祉部会 文化部会 安全安心対策部会 公園愛護部会	地区住民・自治会長及び各種団体役員	年間

■市民サービスセンター関係

<市税等の窓口取扱件数及び金額>

H26年度	1,461件	24,708,419円
H27年度	899件	18,855,643円
H28年度	1,199件	23,793,363円
H29年度	1,149件	19,630,949円
H30年度	1,197件	20,773,195円
R元年度	1,174件	19,970,906円
R2年度	1,195件	21,019,966円
R3年度	1,165件	21,358,510円

<住民票等証明交付件数及び手数料>

H26年度	18,714件	6,993,350円
H27年度	21,716件	8,056,900円
H28年度	23,671件	8,417,800円
H29年度	24,003件	8,912,050円
H30年度	23,425件	8,705,150円
R元年度	21,503件	7,980,760円
R2年度	20,966件	7,864,450円
R3年度	19,369件	7,206,650円

